

## 鉄道事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 鉄道施設の変更の工事計画の認可(軽微な変更の届出)  
手続根拠 : 鉄道事業法第12条第1項(第12条第2項)  
手続対象者 : 鉄道事業者  
提出時期 : 鉄道施設を変更しようとするとき  
提出方法 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則第16条第2項(第17条第3項)各号に掲げる書類及び図面のうち鉄道施設の変更に伴い内容が変更されるもの添付してください。  
申請書様式 : 鉄道施設変更認可申請書(届出書)  
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 鉄道事業法第12条第4項  
標準処理期間: 3月  
不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)